広報 みなと

# 障害者サービス特集号

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう、各相談窓口と福祉サービスの主な内容をご紹介します。この他のサービスや詳しい内容については、お問い合わせください。

平成28年(2016年) 8.1
☎3578-2111(代)
FAX 3578-2678(障害者福祉課)
http://www.city.minato.tokyo.jp

# 誰もが住み慣れた地域で自分らしく心豊かに暮らせるように

## 障害保健福祉センター(ヒューマンぷらざ)を紹介します

障害保健福祉センター(ヒューマンぷらざ)では、区内の障害児・者に対して専門的な知識や技術を持つ職員が各種相談、援助、訓練等の支援を行っています。

## 工房アミ

生活介護事業所

### 調理実習

調理の体験を通じて、日常生活をより豊かにします。写真はレアチーズケーキ作りです。4つのグループが同じメニューを作って、トッピングを変えたりしてどこが一番おいしいか食べ比べをしています。

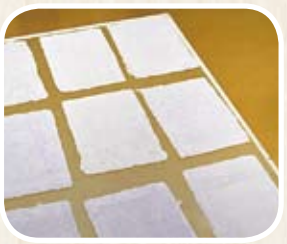

### 紙すき

牛乳パックをリサイクルして、はがきを作ります。販売もしています。

### アート

美術展に向けた作品等を創っています。過去には、こんな作品も。

### 芸術活動

企業から寄付された板にやすりをかけて組み合わせ、木工作品にします。

## みなとワークアクティ

就労継続支援B型事業所

### お菓子作り＆販売

手作りの焼き菓子を、1階の「喫茶たんぽぽ」や区役所1階の「はなみずき」、高輪地区総合支所1階の「ろぜはーと」等で販売しています。企業向けの出張販売や宅配便での販売も行っています。贈答用、詰め合わせも受け付けています。オリジナルキャラクター「みなのはし」の包装紙でラッピングします。

### 仕事の受注

この日は、宅配寿司の会社から受注したお仕事。しょうゆと割り箸をセットにして袋に詰めます。

### 公園清掃

区立公園の清掃をしています。

## こども療育パオ

心身障害児通園施設

お子さんの発達に関する相談を受け付けています。通園や在宅訪問、個別支援、就園児グループ、学齢児グループ等による療育を行っています。お子さん一人ひとりに合った支援を一緒に考えています。

## 自立訓練(機能訓練)

身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上を図り、地域で自立した生活を営むために一定の期間、必要な機能訓練やその他援助を行います。

## 地域活動支援センター事業

障害者が充実した地域生活を送るための情報発信や相談支援および区民への障害福祉に対する理解促進のための情報提供等を行います。

**❶相談支援**

基本相談、専門相談、専門医相談、計画相談支援

**❷障害者地域自立生活支援**

在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図り、各種講座・講習の開催、障害に関する認識を深めるための普及啓発講座等を行います。

**緊急一時保護およびショートステイ(レスパイト保護)** (5面参照)

## もくじ

事業の紹介、障害基礎年金 …… 2面
手帳の交付、障害者総合支援法のサービスの仕組み …… 3面
福祉手当等、税の減免 …… 4面
介護・派遣、交通費負担の軽減 …… 5面
日常生活の援助・各種給付等 …… 6面
医療費助成、その他のお知らせ …… 7面
障害者に関するシンボルマーク、主な相談窓口 …… 8面

問い合わせ　障害者福祉課障害者事業運営係　☎3578－2387

発行／港区　発行部数117,000部　編集／保健福祉支援部障害者福祉課　〒105-8511　港区芝公園1－5－25

## 発達支援センター相談室 利用の流れ

専門スタッフが面談にて相談を受け付けます。まずは電話で、発達支援センター相談室までご連絡ください。

**受付**

まずはお電話ください。
**受け付け時間**　月～金曜午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除く）　☎3441－5260

**来所予約**

来所相談の日時を決めます。

**専門相談**

必要に応じ、医師や臨床心理士・言語療法士・作業療法士等が相談を受け付けます。

**情報提供**

支援機関、福祉制度やその利用の仕方等の情報を提供します。また、必要に応じて関係機関やグループ活動のご案内を行います。

**問い合わせ**
発達支援センター相談室　☎3441－5260

## ◆障害者差別解消法をご存じですか◆

障害のある人への差別をなくすために、基本的な事項や対応方法等について規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、4月1日に施行されました。

この法律は、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。この法律は行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。

地域全体で障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに生きる地域社会の実現をめざしましょう。

### 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害があることを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人には付さない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

**不当な差別的取扱いの例**
- 障害があるという理由だけで、店への入店を断る。
- 障害があるという理由だけで、アパートへの入居を断る。

### 合理的配慮の提供

障害のある人から、困っていることを取り除いてほしいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で、その解決に向けて、その人の障害にあったやり方や必要な工夫をすることを合理的配慮の提供といいます。

**合理的配慮の提供の例**
- 段差がある場合に車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。
- 筆談、読み上げ、手話等の手段を用いて説明等を行う。

**問い合わせ**　障害者福祉課障害者福祉係　☎3578－2670　FAX3578－2678

## 精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」をご利用ください

精神障害者地域活動支援センターあいはーと・みなとは、平成17年4月から、精神に障害がある人やその家族に対し、さまざまな相談や日常生活の支援を行っています。区では、平成28年4月1日から、あいはーと・みなとを区立施設とし、事業を充実させています。

**問い合わせ**
障害者福祉課精神障害者担当　☎3578－2457　FAX3578－2678

### 開館日・開館時間

| | 従来 | 現在 |
|---|---|---|
| 休館日 | 月曜・祝日<br>12月29日～1月3日 | 12月29日～1月3日 |
| 開館時間 | 火・木・金曜<br>午前10時～午後8時<br>水・土・日曜<br>午前10時～午後5時 | 月～金曜<br>午前9時～午後8時<br>土・日曜<br>午前9時～午後5時 |

### 事業内容

- **オープンスペース**　同じ障害を持つ人と交流ができる場、ゆっくり過ごせるスペースを提供します。
- **講座、講習会**　パソコン講習やSST（社会生活技能訓練）等の講座や、食事会、ヨガや茶道等の余暇活動を行います。
- **相談**　日常生活相談や情報提供、健康相談、栄養相談等を行います。
- **相談支援**　精神科病院からの退院支援および地域定着支援や、サービス等利用計画の作成による障害者総合支援法のサービスの利用支援を行います。

この他、区民向け福祉講座の実施や地域行事への参加を通じて、精神障害者への理解促進を図ります。

## 障害基礎年金

初診日が厚生年金・共済組合加入中の場合は、基礎年金に加えて（2級未満の場合も）障害厚生・障害共済年金等が支給されます。

| 受給要件（1～3の条件のすべてに該当する人） | 年金額 | 支給月 | 相談窓口 |
|---|---|---|---|
| 1　障害の原因となった病気やけがの初診日（※1）が次のいずれかの間にあること<br>●国民年金加入期間、厚生年金または共済組合加入期間<br>●20歳前または国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間 | 1級　97万5125円<br>2級　78万100円<br>障害基礎年金を受けられるようになったときに、その人によって生計を維持されている18歳までの子（障害等級1～2級の障害がある場合は20歳未満）がいるときは、次の額が加算されます。<br>1人目、2人目　各22万4500円<br>3人目以降の子　各7万4800円 | 偶数月に前の2カ月分が支給されます。 | 初診日が<br>（1）国民年金加入中、20歳到達日前の未加入時、国民年金をやめた60歳以降65歳到達の前日まで、初診日が昭和36年3月以前の人<br>国保年金課国民年金係　☎内線2662～6<br>（2）厚生年金加入中、共済組合等加入中、国民年金の第3号被保険者の人<br>港年金事務所　☎5401－3211<br>（共済組合等に加入していた人は共済組合） |
| 2　障害の状態が、障害認定日（※2）または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること<br>（障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは障害基礎年金を受け取ることができる場合があります） | | | |
| 3　保険料の納付要件（※3）を満たしていること<br>20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件は不要です。 | | | |

※1　障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。
※2　障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。
※3　初診日の属する月の前々月までに、年金加入期間全体の3分の2以上の納付または免除などの期間があること。または平成38年3月31日までは初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと

## 特別障害給付金

| 対象 | 支給額 | 支給月 | 相談窓口 |
|---|---|---|---|
| 次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障害に該当する人<br>（1）平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生<br>（2）昭和61年3月以前の厚生年金、共済年金等加入者の配偶者で国民年金に任意加入していなかった人 | 1級　5万1450円（月額）<br>2級　4万1160円（月額） | 偶数月に前の2カ月分が支給されます。 | 国保年金課国民年金係　☎内線2662～6 |

## タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービスの提供

聴覚障害等で、行政手続等を行う上で手話通訳を必要とする人は、本庁舎および各総合支所区民課保健福祉係に設置している、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービス等をご利用できます。

**問い合わせ**　障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2462　FAX3578－2678

### サービス機能

（1）遠隔手話通訳機能
（2）音声文字化機能
（3）手書き機能

遠隔手話通訳の様子

筆談の様子

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

## 手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳は、次の3種類です。

| 手帳の種類 | 内容 | 対象 | 受け付け・問い合わせ |
|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳<br>(1～6級) | 身体障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。 | 身体に視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に障害がある人<br>【申請書類】<br>●指定医(※1)による所定の診断書・意見書<br>●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身)　●印鑑 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| 愛の手帳<br>(1～4度) | 知的障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。 | 知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じている人<br>※東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。<br>【手続き】<br>●愛の手帳の判定は、電話で、問い合わせ先に予約の申し込みをしてください。<br>●判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。 | ●18歳未満の人の判定予約について<br>東京都児童相談センター<br>☎5937-2317<br>●18歳以上の人の判定予約について<br>東京都心身障害者福祉センター<br>☎3235-2961<br>●手帳の再交付等について<br>各総合支所区民課保健福祉係☎8面参照 |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳<br>(1～3級) | 精神障害者が、さまざまな支援を受け、社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。 | 精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人<br>※入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。<br>※有効期間は、原則として2年間です。<br>【申請書類】<br>●所定の診断書または、障害年金等の写しおよび同意書(診断書は各総合支所区民課保健福祉係の窓口で配布しています)<br>●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身)　●印鑑 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |

※1　身体障害者手帳の指定医については、各総合支所区民課保健福祉係または障害者福祉課障害者事業運営係へお問い合わせください(☎8面参照)。

## 障害者総合支援法各サービスの仕組み

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2462

### 障害者総合支援法の対象は、身体障害・知的障害・精神障害・難病患者等の人です。

障害福祉サービスの利用に当たり、「サービス等利用計画」の作成(ケアマネジメント)が必要です。

障害福祉サービスを利用する場合は、指定特定相談支援事業者の中から事業者を選択し、サービス等利用計画案を作成してもらい、計画案を各総合支所に提出してください。内容を確認後、支給を決定します。サービスに関する申請はこれまで同様、各総合支所で受け付けます。

### 計画相談支援事業

指定特定相談支援事業者

| | 事業所名 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 1 | すばる介護センター | ☎5789－2786 |
| 2 | 西麻布作業所 | ☎3408－1545 |
| 3 | みなと障がい者福祉事業団 | ☎5439－8062 |
| 4 | 港区立精神障害者地域活動支援センター | ☎5798－4660 |
| 5 | 港区立障害保健福祉センター<br>地域活動支援センター | ☎5439－2511 |
| 6 | 訪問介護事業所エブリィ | ☎6435－2323 |
| 7 | 新橋はつらつ太陽 | ☎3433－0180 |
| 8 | ぷちとまと・けあ | ☎5419－7801 |
| 9 | ケアコーディネーション | ☎6453－9336 |
| 10 | 麻布メンタルヘルス | ☎5424－1004 |
| 11 | 結ぶ会 | ☎6427－7810 |
| 12 | コスモスケアステーション | ☎5405－1910 |
| 13 | ケアネスト | ☎3433－0270 |
| 14 | ワークスF | ☎6434－7346 |

### 障害福祉サービスを利用するには…

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、障害者の心身の状況、介護する人や居宅の状況、本人の意向等を調査した上で支給決定を行います。

障害福祉サービス

**介護給付**

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

●居宅介護(ホームヘルプ)　●行動援護　●短期入所(ショートステイ)
●重度訪問介護　●療養介護　●重度障害者等包括支援
●同行援護(重度視覚障害者)　●生活介護　●施設入所支援

**訓練等給付**

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

●自立訓練　●就労継続支援
●就労移行支援　●共同生活援助(グループホーム)

障害者・障害児

**自立支援医療**

●育成医療(18歳未満)　●精神通院医療
●更生医療(18歳以上)

問い合わせ
○育成医療について
健康推進課地域保健係　☎6400－0084
○更生医療・精神通院医療について
各総合支所区民課保健福祉係　☎8面参照

**補装具費の支給**

補装具の購入や修理にかかる費用の一部が支給されます。

**地域生活支援事業**

区市町村等が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

●相談支援事業　●移動支援事業
●意思疎通支援事業(手話通訳等)　●地域活動支援センター事業
●日常生活用具の給付等事業　●日中一時支援事業等

問い合わせ
各総合支所区民課保健福祉係　☎8面参照

### 利用者負担額について

障害者総合支援法のサービスや医療にかかる利用者負担には、所得に応じた負担の上限額が決められています。また、国や区による負担軽減があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

## 福祉手当等

| 手当名 | 対象 | 手当額 | 支給月 | 受給できない人・場合 | 申し込み・問い合わせ |
|---|---|---|---|---|---|
| 心身障害者福祉手当<br>(区の制度) | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1～3度の人<br>●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人<br>●難病医療費助成を受けている人 | 月1万5500円 | 4月(12～3月分)<br>8月(4～7月分)<br>12月(8～11月分)<br>の20日に、本人の口座に振り込みます。 | ●障害となった年齢が65歳以上の場合<br>●児童育成手当(障害手当)を受給している場合<br>●障害者施設等に入所している場合<br>●所得が制限額を超えている場合 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| | ●身体障害者手帳3級の人<br>●愛の手帳4度の人 | 月7750円 | | | |
| 障害児福祉手当<br>(国の制度) | 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする人<br>(原則、所定の診断書に基づいて判定します) | 月1万4600円 | 2月(11～1月分)<br>5月(2～4月分)<br>8月(5～7月分)<br>11月(8～10月分)<br>の5日に、本人の口座に振り込みます。 | ●障害者施設等に入所している場合<br>●障害を事由とする公的年金を受給している場合<br>●聴覚障害の人で補聴器の使用効果がある人、運転免許の適性試験に合格している人<br>●扶養義務者等の所得が制限を超えている場合 | |
| 特別障害者手当<br>(国の制度) | 20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人<br>※原則、所定の診断書に基づいて判定します。 | 月2万6830円 | | ●障害者施設等に入所している場合<br>●病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合<br>●所得が制限を超えている場合 | |
| 重度心身障害者手当<br>(都の制度) | ●重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある人<br>●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人<br>●重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人<br>※障害の程度の判定は、東京都心身障害者福祉センターが行います。 | 月6万円 | 毎月、本人の口座に振り込みます。<br>※代行者の預金口座に振り込みが可能な場合もあります。 | ●障害者施設等に入所している場合<br>●病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合<br>●65歳以上で新規申請の場合<br>●所得が制限を超えている場合 | |
| 児童育成手当<br>(障害手当)<br>児童に障害があるとき | 障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人<br>障害の程度の判定は東京都心身障害者福祉センターが行います。<br>●身体障害者手帳1・2級程度の人<br>●愛の手帳1～3度程度の人<br>●脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人 | 月1万5500円 | 2月(10～1月分)<br>6月(2～5月分)<br>10月(6～9月分)<br>に本人の口座に振り込みます。 | ●所得が制限額を超えている場合<br>●当該児童が施設に入所している場合(※)<br>●当該児童が心身障害者福祉手当を受給している場合 | |
| 児童育成手当<br>(育成手当)<br>父または母に障害があるとき | 障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人<br>●身体障害者手帳1・2級程度の人<br>●重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)の人 | 月1万3500円 | | ●所得が制限額を超えている場合<br>●当該児童が施設に入所している場合(※) | |
| 特別児童扶養手当<br>児童に障害があるとき | 障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人<br>●身体障害者手帳1・2級程度の人<br>●愛の手帳1・2度程度の人<br>●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人 | 月5万1500円 | 4月(12～3月分)<br>8月(4～7月分)<br>11月(8～11月分)<br>に本人の口座に振り込みます。 | ●本人または扶養義務者の所得が制限額を超えている場合<br>●当該児童が当該障害を支給事由とする公的年金を受けている場合<br>●当該児童が施設に入所している場合(※) | |
| | ●身体障害者手帳3級程度(4級の下肢の一部)の人<br>●愛の手帳3度程度の人<br>●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人 | 月3万4300円 | | | |
| 児童扶養手当<br>父または母に障害があるとき | 父または母が、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、または重度の精神障害の状態にあり、児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。ただし身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している父もしくは母または養育している人 | 所得により変わります。月4万2330円～9990円 | 4月(12～3月分)<br>8月(4～7月分)<br>12月(8～11月分)<br>に本人の口座に振り込みます。 | ●本人または扶養義務者の所得が制限額を超えている場合<br>●当該児童が施設に入所している場合(※) | |

※施設入所でも対象になる場合があります。

## 税の減免

| 事業 | 内容 | 対象 | 申し込み・問い合わせ |
|---|---|---|---|
| 障害者控除・特別障害者控除対象者の認定 | 65歳以上で原則として要介護1以上の人(同一生計の配偶者、その他の親族を含む)が、寝たきりまたは障害者に準じる状態にあると認められる場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定書の交付により所得税や住民税の(特別)障害者控除の対象となる場合があります。 | 65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきりまたは障害者に準じる状態にあると認められている人 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

## 介護・派遣

| 事業 | 内容 | 対象 | 自己負担額 | 申し込み・問い合わせ |
|---|---|---|---|---|
| 重度脳性まひ者介護事業 | 重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を介護人とし、その介護に対して助成します(月12回以内)。 | 20歳以上の重度脳性まひで身体障害者手帳1級の人 | 無料 | 障害者福祉課<br>障害者事業運営係<br>☎3578－2387 |
| 重度身体障害者(児)居宅生活支援事業 | たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な人が、障害者総合支援法に基づく居宅介護等、地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、看護師によるサービスが受けられます。 | たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する身体障害者手帳1・2級の居宅介護等を利用する人(介護保険の要介護認定を受けている人は除く) | 無料 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| 重症心身障害児(者)在宅緊急一時支援事業 | 医療的ケアを必要とし、家族等が在宅で介護を行っている重症心身障害児(者)に、緊急かつ一時的な支援が必要となった時に一定時間、訪問看護師を自宅に派遣します。 | たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な愛の手帳1・2度程度、または身体障害者手帳1・2級(肢体不自由)で家族等による在宅介護を受けて生活している人(ただし、介護保険の要介護認定を受けている人は除く。詳しくは、お問い合わせください) | 利用時間と世帯の所得に応じ自己負担があります。生活保護、住民税非課税世帯は無料。衛生用品等実費相当分は負担していただきます(詳しくはお問い合わせください)。 | 障害者福祉課<br>障害者事業運営係<br>☎3578－2389 |
| 入浴サービス | 【巡回入浴サービス】<br>巡回入浴車で自宅を訪問して入浴介助を行います(週2回以内)。 | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1・2度の人<br>※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 | 無料 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| | 【機械入浴サービス】<br>障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽の機械浴室で入浴介助を行います(週2回以内)。 | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1・2度の人<br>※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 | 無料 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照<br>新橋はつらつ太陽<br>(機械入浴、介助入浴)<br>☎3433－0180<br>障害保健福祉センター<br>☎5439－2511 |
| | 【介助入浴サービス】<br>障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽の家族浴室で入浴介助を行います(週2回以内)。 | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1・2度の人<br>※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 | 無料 | |
| | 【家族浴室貸し出しサービス】<br>障害保健福祉センターの家族浴室を貸し出し、家族等の介助により入浴することができます(週2回以内)。 | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1・2度の人<br>●精神障害者保健福祉手帳1・2級の人 | 無料 | |
| 緊急一時保護・ショートステイ(レスパイト保護) | 【緊急一時保護】<br>常時介護が必要な障害者(児)の介護者が病気、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、障害者(児)を障害保健福祉センターで一時的に保護します(月6泊7日以内)。<br>【ショートステイ(レスパイト保護)】<br>介護者が休養をとる際に、障害者(児)が障害保健福祉センターでショートステイを利用できます(月6泊7日以内、年24日まで)。 | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1～4度の人<br>●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人<br>●18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた人で、けが等による一時的に介護を必要とするひとり暮らしの人(緊急一時保護に限る)<br>※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。<br>※医療的ケアが必要な人は除きます。 | 食事代<br>1食当たり<br>600円 | 障害保健福祉センター<br>緊急一時保護・ショートステイ(レスパイト保護)<br>☎5439－2517 |
| 後期高齢者医療制度(長寿医療制度) | 75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人を対象とする医療制度です。<br>※65歳以上の障害者は、現在加入中の健康保険か後期高齢者医療制度のどちらかを選べます。 | ●75歳以上の人<br>●65歳以上75歳未満の人で、身体障害者手帳1級～3級の人および4級のうち音声言語機能障害・下肢不自由(一部除外あり)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級の人 | 1割または<br>3割<br>(現役並み所得者) | 各総合支所区民課<br>窓口サービス係<br>(芝地区は相談担当)<br>国保年金課高齢者医療係<br>☎3578－2654 |

## 交通費負担の軽減

| 事業 | 内容 | 対象 | 支給額等 | 申し込み・問い合わせ |
|---|---|---|---|---|
| タクシー利用券の給付 | 生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。<br>※ガソリン代の助成との併給はできません。 | ●身体障害者手帳下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人<br>●愛の手帳1・2度の人<br>●精神障害者保健福祉手帳1級の人 | 年4万4000円<br>●7月～9月新規申請 3万3000円<br>●10月～12月新規申請 2万2000円<br>●1月～3月新規申請 1万1000円 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| 自動車燃料費助成(ガソリン代の助成) | 障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。<br>※タクシー利用券の給付との併給はできません。 | | | |
| 福祉キャブ(昇降装置付きタクシー) | 車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間運行しています(事前予約制)。 | ●65歳未満で、身体障害者手帳下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人<br>●愛の手帳1・2度の人 | 普通車タクシーと同額料金でご利用になれます。 | |
| 緊急移送サービス | 夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、東京消防庁に登録している民間救急事業者の車両が利用できます。 | 福祉キャブ利用登録者 | ハイヤー料金と同額料金でご利用になれます(1回の利用につき7000円を限度に利用料金の70%を助成)。 | |
| 都営交通の無料パスの発行 | 都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります(シルバーパス所持者を除く)。 | ●身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている人<br>●戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)の交付を受けている人<br>●原爆被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者) | 無料<br>※介護者も割り引きになる場合があります。 | |
| | | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 無料 | 東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当<br>☎5320－4464 |
| 港区コミュニティバス(ちぃばす) | 申請により無料パスを発行します。また、区内に住所を有する人は乗車するときに手帳を提示すると料金が無料になります。 | 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 無料 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| | 申請により無料パスを発行します。 | 戦傷病者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人および難病医療費助成を受けている人 | | |
| 都内の民営バスの割引証の発行 | 乗車するときに身体障害者手帳または愛の手帳を提示すると割り引きになります。介護人(1人のみ)が同乗する場合、「民営バス乗車割引証」を提示すると介護人も割り引きになります。 | 身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている人とその介護者 | 割引率　乗車券50%<br>定期券30% | |
| 都内の民営バス運賃割引 | 精神障害者保健福祉手帳を提示すると都内を運行する民営バスの都内区間の運賃が半額になります。 | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 割引率　乗車券50%<br>※定期券は割り引きになりません。 | 東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当<br>☎5320－4464 |
| 有料道路通行料金の割引 | 有料道路を利用するとき、通行料金が割り引きになります。 | ●身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合<br>●身体障害者手帳(第1種)、愛の手帳(第1種)の所持者を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます) | 割引率50% | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |

**点字広報・声の広報**

視覚障害者向けに、点字広報と声の広報を発行しています。詳しくは、お問い合わせください。　**問い合わせ**　区長室広報係　☎3578－2038

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# 日常生活の援助・各種給付等

| 事　業 | 内　容 | 対　象 | 自己負担金等 | 申し込み・問い合わせ |
|---|---|---|---|---|
| 理美容(出張)サービス | 理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)、美容(カット・ソフトメイク)を行います。 | ●重度心身障害者手当を受給している人<br>●身体障害者手帳下肢または体幹機能障害1級の人<br>●愛の手帳1度の人 | 1回500円<br>年6回まで利用できます。 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| 寝具乾燥等消毒 | 寝具乾燥消毒車を自宅に配車し、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。 | 身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、寝具の乾燥が困難な人<br>※病院等に入院・入所中の人は除きます。 | 乾燥消毒 1組150円<br>敷・掛布団の水洗い1枚各300円(年1回)<br>毛布の水洗い1枚50円(年1回) | |
| 紙おむつの支給 | 月1回、紙おむつを配送します(病院に入院中で対象のおむつを使用できないときは、おむつ代の助成制度があります)。 | ●身体障害者手帳1・2級の人<br>●愛の手帳1・2度の人<br>●精神障害者保健福祉手帳1級の人<br>※いずれも3歳以上65歳未満の人 | 月500円 | |
| 無料入浴券交付 | 公衆浴場で利用できる入浴券を年間最大52枚まで支給します。申請月により枚数が異なります。 | 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けている人 | 無料 | |
| ごみの戸別訪問収集 | 収集職員が戸別に訪問してごみを玄関先から収集します。事前の連絡がなく、ごみが出ていない場合は、本人が利用されている訪問介護事業者等と連携して、安否状況の把握を行います。 | 65歳以上の高齢者または障害者のみの世帯のうち、ごみを集積所まで搬出することが困難で、身近な人の協力が得られない世帯 | 無料 | みなとリサイクル清掃事務所<br>☎3450－8025<br>FAX3450－8063 |
| 粗大ごみの運び出し収集 | 収集職員が自宅を訪問し、粗大ごみを運び出して収集します。詳しくは、お問い合わせください。 | 65歳以上の高齢者または障害者のみの世帯のうち、自力で自宅から粗大ごみを運び出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯 | 無料(※別途、粗大ごみの処理手数料が必要です) | |
| 知的障害者(児)徘徊(はいかい)探索支援 | 知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。 | 中度以上(愛の手帳1～3度)の知的障害者(児)または自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の人 | 月500円<br>(現場急行料1回当たり3000円) | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| 事業者方式緊急通報システム | ひとり暮らし等の障害者が、家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、または一定時間お手洗いの利用がない場合に、専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。非常通報装置、火災センサー、ライフリズムシステムを設置します。 | ●18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で、障害の程度が重度(身体障害者手帳1・2級)の人<br>●18歳以上のひとり暮らし等で、難病にり患している人 | ●生活保護受給、住民税非課税の人は無料<br>●上記以外の人は月400円 | |
| 配食サービス | 栄養のバランスが取れた昼食または夕食を、週7回まで自宅にお届けし、同時に安否の確認をします(6事業者から選択できます)。 | 65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、食事の調理が困難なひとり暮らし、または障害者のみ、または障害者と高齢者のみの世帯の人 | 1食280～470円<br>(週7回まで) | |
| 手話通訳者の派遣 | 聴覚障害者または言語機能障害者で、日常生活に手話通訳を必要とする人に、港区社会福祉協議会に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便や社会参加を促進します。 | 聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人 | 無料 | 港区社会福祉協議会<br>生活支援係<br>FAX6230－0285<br>☎6230－0282 |
| 手話通訳者・要約筆記者の派遣 | 聴覚障害者または言語機能障害者で、手話通訳や要約筆記を必要とし、警察や裁判等、高度な技術が必要な人に、「東京聴覚障害者福祉事業協会」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。 | | | 東京手話通訳等派遣センター<br>FAX3354－6868<br>☎3352－3335 |
| 家具転倒防止器具等取付支援事業 | 震災時の安全確保のために、港区家具転倒防止対策等促進事業に基づき、助成を受けた器具等の取り付けを行います。 | ●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を含む世帯<br>●難病医療費助成を受けている人を含む世帯 | 無料 | 【申し込み】<br>各総合支所協働推進課協働推進係<br>☎8面参照<br>【問い合わせ】<br>障害者福祉課障害者事業運営係<br>☎3578－2387 |
| 障害者防災用品あっせん事業 | 自ら防災用品を用意することが困難な重度障害者等に対して、防災用品を安価にあっせんします。 | 次の(1)～(3)のいずれかに該当するひとり暮らしの人または該当する人のみの世帯の人<br>(1)身体障害者手帳1級～3級の人<br>(2)愛の手帳1度～2度の人<br>(3)精神障害者保健福祉手帳1級の人 | 1世帯につき1回限りあっせんします。<br>非課税世帯は1割負担。生活保護世帯は無料です。 | 障害者福祉課<br>障害者事業運営係<br>☎3578－2387 |
| 救急医療情報キット | 障害者等の救急時(119番出動)に迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布し、安全・安心を支援します。 | ●高齢者<br>●障害者<br>●健康上の不安を抱えている人 | 無料 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| 福祉車両(車いす同乗用)購入費助成事業 | 福祉車両(車いす同乗用)の購入費用の一部を助成します。 | 身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人または身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人(児童)の同居の親族<br>※施設入所の人は対象になりません。 | 30万円まで助成します。<br>※中古福祉車両購入の場合は、30万円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成<br>※所得制限があります。 | |
| 自動車改造費助成事業 | 操向装置および駆動装置等の改造費用の一部を助成します。 | 下肢または体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人 | 13万3900円まで助成します。<br>※所得制限があります。<br>原則として、対象者1人につき自動車1台限りです。 | |
| 自動車運転免許取得費助成事業 | 教習所入所料、技能、学科教習料、受験料、教材費および排気量等の限定解除に要する費用を助成します。 | 運転免許適性試験に合格した人で、身体障害者手帳1～3級の人、歩行困難で内部障害4級以上、下肢または体幹5級以上の人、愛の手帳の交付を受けた人 | 16万4800円まで助成します。<br>※所得制限があります。 | |
| 災害時避難行動要支援者登録事業 | 災害時に、自分で避難することや身を守ることが難しい人を対象に、地域の助け合いによる避難等に活用する登録名簿を作成し、管轄の消防署、警察署、民生委員・児童委員、災害時の支援に協力できる町会・自治会に提供します。 | ※現在、区において、災害時要配慮者対策について、より具体的な支援に関する対策を検討しています。 | 無料 | 防災課防災係<br>☎3578－2541<br>障害者福祉課障害者福祉係<br>☎3578－2386 |
| 区民保養施設の利用料金の割引 | 大平台みなと荘・ホテル暖香園の利用料金が、毎年度(4月～翌3月)、各施設2泊まで減額となります。介護者も減額できる場合があります。 | ●身体障害者手帳の交付を受けている人<br>●愛の手帳の交付を受けている人<br>●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人<br>●被爆者健康手帳の交付を受けている人<br>●戦傷病者手帳の交付を受けている人<br>●障害者総合支援法の対象となる難病により発行を受けた障害支援区分(障害程度区分)認定通知書の交付を受けている人<br>●特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている人<br>●都医療券(一部疾病を除く)の交付を受けている人 | 大平台みなと荘は2500円で利用できます。<br>ホテル暖香園は、利用料金から2100円が減額されます。 | 地域振興課<br>地域振興係<br>☎3578－2532<br>FAX3438－8252 |

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

# 医療費助成

| 制度 | 対象 | 助成方法 | 受け付け・問い合わせ |
|---|---|---|---|
| ㊫心身障害者医療費助成(都の制度) | 次の要件を全て満たす人<br>●65歳未満で身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人または65歳未満で愛の手帳1・2度の人<br>●前年の本人(20歳未満の人は世帯主等)所得が都の定める基準以下の人<br>※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。 | 心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「健康保険証」と「㊫受給者証」を一緒に提示することにより、自己負担分が助成されます。なお、健康保険対象外のものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。 | 各総合支所区民課<br>窓口サービス係<br>☎8面参照 |
| 難病医療費助成 | 国および都の難病等で医療費助成対象の疾病にかかっている人<br>※健康保険未加入者や原爆被爆者医療助成制度等、他の法律による医療の給付を受けている人は対象にならない場合があります。 | 認定された疾病の診療費・調剤費のうち、各種健康保険の自己負担分から、患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません(原則2割負担)。 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成 | B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤、インターフェロンフリー治療を要すると診断された人<br>※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。また、高齢者医療を受けている人や、他の医療助成を受けている人は、この医療助成制度を申請する必要がない場合があります。 | 保険診療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を助成します(健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません)。 | |
| 小児慢性疾患医療費助成 | 18歳未満で、医療費助成対象の疾病にかかっている人<br>※健康保険未加入者は対象になりません。 | 認定された疾病の各種健康保険の自己負担額の一部が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。 | 健康推進課地域保健係<br>☎6400－0084<br>各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |
| ひとり親家庭等の医療費助成制度<br>父または母に障害があるとき | 障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満)を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。<br>●身体障害者手帳1・2級程度・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)※ただし、次の場合は除きます。<br>(1)国民健康保険または社会保険等に未加入のとき・児童が施設に入所しているとき(※)。<br>(2)本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき・生活保護を受けているとき。 | 健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。<br>※住民税課税世帯は一部負担金があります。<br>※入院時食事療養費は、助成対象外です。 | 各総合支所区民課<br>保健福祉係<br>☎8面参照 |

※ 施設入所でも対象となる場合があります。

# その他のお知らせ

## 障害者(児)を支援している人への研修

サービス提供事業者やホームヘルプサービス従事者、地域で障害者(児)を支援している人等を対象に障害者福祉の向上をめざした研修を開催します。今後予定している研修は次のとおりです。研修を希望される場合は、電話・ファックス等でお申し込みください。受講料は無料です。

**問い合わせ**
障害者福祉課障害者支援係 ☎3578－2462　FAX3578－2678

| 日時 | 時間 | 会場 | 講義・講師(敬称略) | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 8月23日(火) | 午後6時30分～8時30分 | 港区役所911・912・913会議室 | 「難病の人・子どもを支援するために」<br>講師:大野　更紗(作家)<br>恒松　由記子(順天堂大学医学部　小児科学講座特任教授) | 難病当事者として研究にも携わる作家の大野更紗さんと、小児がんとがんの遺伝を専門とされている恒松由記子さんによる、難病の人や子どもを支援するために必要なことについての講演です。 |
| 9月28日(水) | | | 「障害児・者を支援する際の関わり方のコツ」<br>講師:川上　康則(都立青山特別支援学校教諭　特別支援教育コーディネーター) | 都立青山特別支援学校教諭の川上康則さんによる、障害児・者の支援について総論的な講演です。 |
| 10月25日(火) | | | 「精神障害と社会参加(仮題)」<br>講師:龍　庸之助(虎の門　龍醫院医師) | みなと保健所のデイケア担当医である龍庸之助さんによる精神障害がある人の日中活動や就労を通じた社会参加の意義、支援に必要な心構えについての講演です。 |
| 11月8日(火) | | | 「地域の拠点施設としての役割」<br>講師:高槻　暁男(新橋はつらつ太陽　施設長) | 新橋はつらつ太陽施設長の高槻暁男さんによる、新橋はつらつ太陽の有している機能や求められている役割についての講演です。 |
| 12月6日(火) | | | 「(演題未定)」<br>講師:冨岡　貴生(社会福祉法人唐池学園　貴志園　園長) | 東日本大震災や熊本地震の被災地での相談支援経験をもとに、災害時に必要な支援体制についての講演です。 |
| 平成29年1月13日(金) | | | 「(演題未定)」<br>講師:杉浦　ひとみ(弁護士) | 障害者の権利擁護や成年後見の仕組みについて、弁護士の立場からの講演です。 |

## 障害者歯科診療所(港区口腔(こうくう)保健センター)のご案内

障害のため地域の歯科医院での対応が困難な人が、安心して受診することができる歯科診療所です。

| | |
|---|---|
| 対象 | 区内在住の障害者(児) |
| 診療日 | (1)第2土曜　午前9時30分～午後0時30分<br>(2)第4土曜　午後1時30分～4時30分 |
| ところ | 三田1－4－10　みなと保健所2階 |
| 診療内容 | 歯科健康診査・歯科予防処置等 |
| 予約方法 | 電話で、平日午前9時～午後5時に健康推進課地域保健係へ(完全予約制)。　☎6400－0084 |

## 高次脳機能障害相談会

脳卒中等の病気や事故等で受けた脳の損傷のため、思考・記憶・行為・言語・注意等の脳機能に障害を受けた人やその家族のさまざまな問題に、高次脳機能障害者の家族会や福祉の専門支援者が相談に応じます(予約制)。

| | |
|---|---|
| 対象 | 高次脳機能障害の人、家族および支援者 |
| とき | 毎月第3木曜午後1時30分～4時30分 |
| ところ | 障害保健福祉センター6階相談室 |
| 申し込み | 電話またはファックスで、障害者福祉課精神障害者担当へ。　☎3578－2457　FAX3578－2678 |

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# 障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたマークや法律に基づくものの他、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体にお問い合わせください。

| マーク | | 問い合わせ |
|---|---|---|
| 障害者のための国際シンボルマーク | 障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のある全ての人のためのマークです。 | (公財)日本障害者リハビリテーション協会<br>☎5273-0601<br>FAX 5273-1523 |
| 盲人のための国際シンボルマーク | 世界盲人連合で昭和59(1984)年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等に付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。 | (社福)日本盲人福祉委員会<br>☎5291-7885<br>FAX 5291-7886 |
| 身体障害者標識（身体障害者マーク） | 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 | 各警察署<br>☎・FAX 欄外参照 |
| 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） | 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 | 各警察署<br>☎・FAX 欄外参照 |
| 耳マーク | 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。 | (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会<br>FAX 3354-0046 |

| マーク | | 問い合わせ |
|---|---|---|
| ほじょ犬マーク | 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口等に貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設(デパートや飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 | 東京都福祉保健局<br>障害者施策推進部<br>自立生活支援課<br>☎5320-4147<br>FAX 5388-1413 |
| オストメイトマーク | オストメイト(人工肛門・人工ぼうこうを保有する人)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合等に使用されています。 | (公社)日本オストミー協会<br>☎5670-7681<br>FAX 5670-7682 |
| ハート・プラスマーク | 身体内部に障害のある人を表しています。心臓疾患等の内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 | (特)ハート・プラスの会<br>http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ |
| ヘルプマーク | 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。 | 東京都福祉保健局<br>障害者施策推進部<br>計画課<br>☎5320-4144<br>FAX5388-1407 |
| 障害者雇用支援マーク | (公財)ソーシャルサービス協会が在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです(同協会から発行されるマークには通し番号が付番されます)。 | (公財)ソーシャルサービス協会ITセンター<br>☎052-218-2154<br>FAX052-218-2155 |
| 白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク | 白杖を頭上50センチメートル程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 | 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課<br>☎058-214-2138<br>FAX058-265-7613 |

# 主な相談窓口

主な福祉サービスの相談窓口をご紹介します。

## 各総合支所

### 芝地区総合支所
〒105-8511 芝公園1-5-25

| | | |
|---|---|---|
| 区民課保健福祉係 | ☎3578-3161 | FAX3578-3183 |
| 区民課窓口サービス係 | ☎3578-3170 | FAX3578-3182 |
| 協働推進課協働推進係 | ☎3578-3123 | FAX3578-3180 |

### 麻布地区総合支所
〒106-8515 六本木5-16-45

| | | |
|---|---|---|
| 区民課保健福祉係 | ☎5114-8822 | FAX3583-0892 |
| 区民課窓口サービス係 | ☎5114-8821 | FAX3583-0892 |
| 協働推進課協働推進係 | ☎5114-8802 | FAX3583-3782 |

### 赤坂地区総合支所
〒107-8516 赤坂4-18-13

| | | |
|---|---|---|
| 区民課保健福祉係 | ☎5413-7276 | FAX3402-8192 |
| 区民課窓口サービス係 | ☎5413-7012 | FAX3402-8192 |
| 協働推進課協働推進係 | ☎5413-7272 | FAX5413-2019 |

### 高輪地区総合支所
〒108-8581 高輪1-16-25

| | | |
|---|---|---|
| 区民課保健福祉係 | ☎5421-7085 | FAX5421-7613 |
| 区民課窓口サービス係 | ☎5421-7612 | FAX5421-7613 |
| 協働推進課協働推進係 | ☎5421-7621 | FAX5421-7626 |

### 芝浦港南地区総合支所
〒105-8516 芝浦 1-16-1

| | | |
|---|---|---|
| 区民課保健福祉係 | ☎6400-0022 | FAX5445-4590 |
| 区民課窓口サービス係 | ☎6400-0021 | FAX5445-4590 |
| 協働推進課協働推進係 | ☎6400-0031 | FAX5445-4590 |

### 障害者福祉課（区役所2階）
〒105-8511 芝公園1-5-25
FAX3578-2678

| | |
|---|---|
| 障害者福祉係 | ☎3578-2386 |
| 障害者支援係 | ☎3578-2462 |
| 障害者事業運営係 | ☎3578-2387 |
| 精神障害者担当 | ☎3578-2457 |
| 発達障害者担当 | ☎3578-2694 |

### 健康推進課地域保健係（みなと保健所4階）
〒108-8315 三田1-4-10 ☎6400-0084 FAX3455-4460

乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題、情緒不安等の療育上の問題に医師・保健師・栄養士等が相談に応じています。精神障害者やこころの病気がある人の相談や支援も行っています。

## 地域の相談拠点

困っていることや悩んでいること、やってみたいこと等、どんなことも相談できます。地域の相談拠点まで連絡ください

### 障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
〒105-0014 芝 1-8-23
☎5439-2511 FAX5439-2514

### 新橋はつらつ太陽
〒105-0004 新橋 6-19-2
☎3433-0180 FAX3433-7320

### 精神障害者地域活動支援センター（あいはーと・みなと）
〒108-0074 高輪1-4-8
☎5798-4660 FAX3449-0531

◆各警察署◆　愛宕警察署　新橋6－18－12　☎3437－0110　FAX3437－0340　三田警察署　芝浦4－2－12　☎3454－0110　FAX3454－2200
高輪警察署　高輪3－15－20　☎3440－0110　FAX3440－0350　麻布警察署　六本木6－2－37　☎3479－0110　FAX3479－2320
赤坂警察署　赤坂4－18－19　☎3475－0110　FAX3475－6230　東京湾岸警察署　江東区青海2－7－1　☎3570－0110　FAX3529－2402

記事中の表記について　（特）…特定非営利活動法人　（公財）…公益財団法人　（社福）…社会福祉法人　（社）…一般社団法人　（公社）…公益社団法人